

鉾田市公立学校施設再編計画

基本構想（基本計画）



平成 24 年 3 月
鉾田市教育委員会

～ 目 次 ～

第1部 序論

第1章 はじめに	1
第2章 計画策定の背景	2
1 小中学校の現状	2
(1) 児童・生徒数の推移	2
(2) 規模別学校数及び学級数の推移	4
(3) 通学に係る基準	6
2 小学校施設の現状	7
第3章 学校再編計画策定の理由	8
1 児童・生徒数の大幅な減少	8
2 学校施設の耐震化	9

第2部 基本構想

第1章 各小学校の設立	11
1 小規模校と大規模校の特性	11
2 適正な学校規模	14
3 学級編成の基準と複式学級の解消	15
4 教員の適正配置	16
5 教育予算の効率的運用	16
第2章 基本構想の概要	17
1 策定の目的	17
2 基本構想、計画期間及び内容	17
(1) 基本構想	17
(2) 構想の期間	18
(3) 構想の内容	18

第3章 基本構想の基本方針	19
1 基本方針	19
(1) 適正な学校規模	19
(2) 小学校再編方針	19
(3) 通学区域の設定	20
2 学校施設の整備	21
(1) 学校施設の整備方針	21
(2) 学校建設の整備計画	22
3 特色ある教育活動の推進	23
(1) 銚田市の教育目標	23
(2) 特色ある教育活動の推進	24
(3) 統合後の教育活動指導方針	24
(4) 段階的な取組について	25
4 学校設備・備品の整備	26
(1) 学校設備・備品の整備方針	26
(2) 学校設備・備品の整備計画	26
5 児童の遠距離通学への対応	27
(1) 通学手段の検討、確立	27
(2) 安全な通学路の確保	28
(3) 遠距離通学補助金の検討	28
6 学校施設及び跡地の活用	29
(1) 転用利用計画の策定にあたって	29
(2) 転用の具体的例	29
7 教育環境の整備	31
(1) 心身ともに健康で、国際化に対応できる児童の育成	31
(2) 児童やPTAに係る各種交流事業の推進及び支援	31
(3) 教職員の適正配置への対応及び指導体制の充実	31
(4) 効率的な教育行政の推進	31

第3部 基本計画

第1章 通学手段及び通学路の基準	33
1 通学手段の基準について	33
2 通学路等における安全な環境の整備基準について	33
3 通学バスの導入について	35
4 通学バスの運行経路、バス停、時間及び回数について	36
第2章 施設の転用利用計画	37
1 廃校施設に係る基本方針	37
2 廃止、利用（転用）実施計画	37
（1）引続き利用を検討する施設の方向性	37
（2）閉鎖を予定している施設の方向性	37
第3章 学校施設整備計画	38
1 学校施設整備計画	38
（1）建設年度計画	38
（2）建設費用概算	38
2 新校舎建設までの対応	39

資料編

I 銚田市公立学校施設適正配置計画策定委員会答申（抜粋）	41
II 銚田市公立学校施設の耐震補強計画	42
III 学校再編（統合）に関する手続	43
IV 銚田市学校再編計画庁内検討委員会設置要綱	48

第 1 部 序論

第1章 はじめに

全国的な少子化の進行により、児童生徒数が減少し、学校の小規模化が進んでいます。

銚田市においてもその傾向は顕著であり、一部の小学校では、すでに複式学級が生じる状況となっています。

学校教育は集団で行うことが基本であり、学校全体の児童生徒数の減少は、教育条件、教育環境、学校運営等に様々な問題を引き起こすこととなります。さらに、児童生徒に切磋琢磨できる教育環境を整え、社会性と生きる力を育むためには、各学校規模が適正に維持されることが必要であり、市内各小学校を現状のままにしては、将来望ましい教育環境が維持できなくなることが懸念されます。

そこで、銚田市教育委員会は、より望ましい教育環境を作るための指針として、公立小学校の再編計画を策定することとし、策定に当たっては「銚田市公立学校施設適正配置計画策定委員会」より受けた、銚田市立小学校の適正規模及び適正配置に関する答申を尊重しながら、基本となる再編計画を作成します。

策定委員会からの答申には、市内小学校 20 校の再編計画について、国や県で示した公立学校の適正規模・適正配置の指針を考慮し、すべての公立小学校で充実した教育が受けられるよう教育環境を整備することで、将来にわたり、銚田市の教育改革を進める基礎としての枠組みとなるよう留意し、銚田市公立小学校の現状と問題点、今後の児童数の推計、通学距離のあり方、地域性等を考慮しながら望ましい学校づくりを目指し、小学校の適正規模・適正配置について、調査・検討を重ね、具体的な方策の検討を行った結果が取りまとめられています。

今回策定する計画は、この答申を踏まえ、銚田市としての学校規模・適正配置に関する指針となる「銚田市学校再編計画」を策定するものであり、銚田市の将来を担う子どもたちにとって、良好な教育環境を創造し、保護者及び地域住民の合意と協力を得ながら、適正化計画を推進していくための指針となるものです。

なお、幼稚園4園、中学校4校については、「銚田市学校教育施設検討委員会」において概ね適正との判断を得ているため、策定委員会の答申からも除外されており、今回の再編計画の対象からは除外しますが、少子化の更なる進行や社会情勢の変化に伴う見直しについては、今後の課題となります。

第2章 計画策定の背景

1 小中学校の現状

(1) 児童・生徒数の推移

銚田市の児童・生徒数の推移を見ると、平成10年度で小学生3,408人、中学生2,155人だったものが、平成23年度では、小学生2,544人、中学生1,345人と3割近い減少となっています。

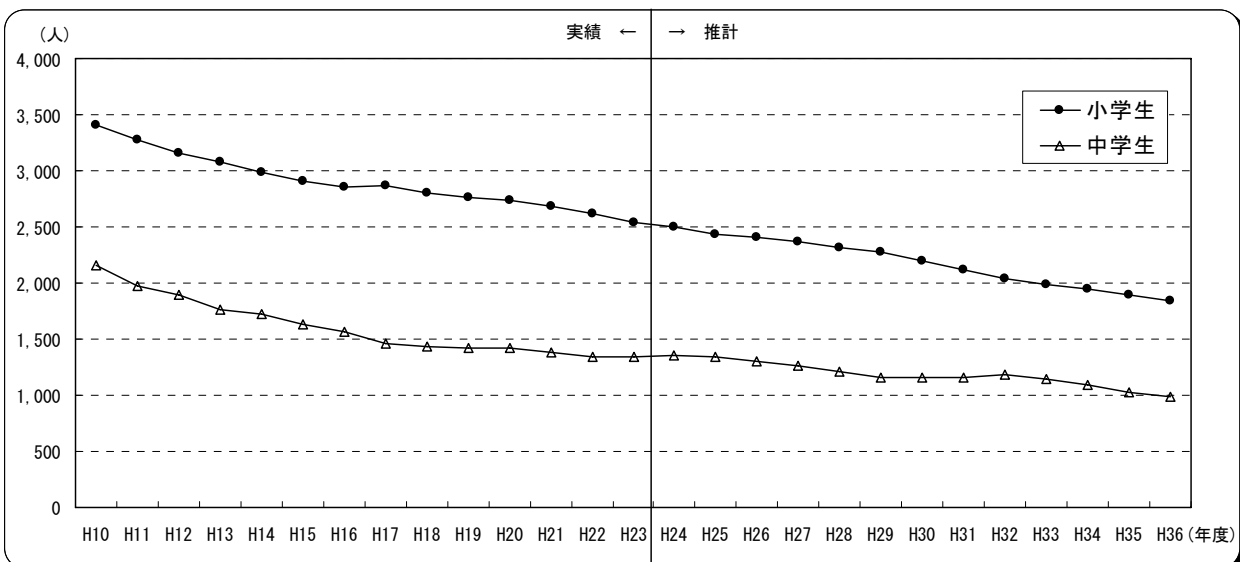
また、過去の人口推移に基づき、将来の人口推計を行った結果、児童・生徒数の減少傾向はさらに続き、平成32年度では、小学生2,046人、中学生1,180人、平成36年度では、小学生1,840人、中学生986人程度まで減少すると予測されます。

■図表1-1 児童・生徒数の推移

(年度、人)

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
小学生	3,408	3,278	3,161	3,076	2,982	2,908	2,858	2,868	2,802	2,767	2,742	2,679	2,617	2,544
中学生	2,155	1,974	1,891	1,763	1,718	1,630	1,565	1,463	1,439	1,427	1,427	1,380	1,340	1,345

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
小学生	2,497	2,440	2,409	2,371	2,311	2,272	2,196	2,124	2,046	1,985	1,946	1,898	1,840
中学生	1,356	1,347	1,298	1,264	1,213	1,161	1,158	1,156	1,180	1,148	1,089	1,026	986



資料：平成22年度までは茨城県統計年鑑(5/1現在)、平成23年度は銚田市教育委員会資料(4/11現在)、平成24年度以降は推計値。

小学校別の児童数の推移を見ると、各小学校ともに減少が見込まれます。

旧町村別に見ると、平成21年を100とした場合に、平成36年には旧旭村の4小学校で51.8%、旧銚田町の12小学校では77.9%、旧大洋村の4小学校では63.6%となっています。

■図表1-2 小学校別児童数の見込み

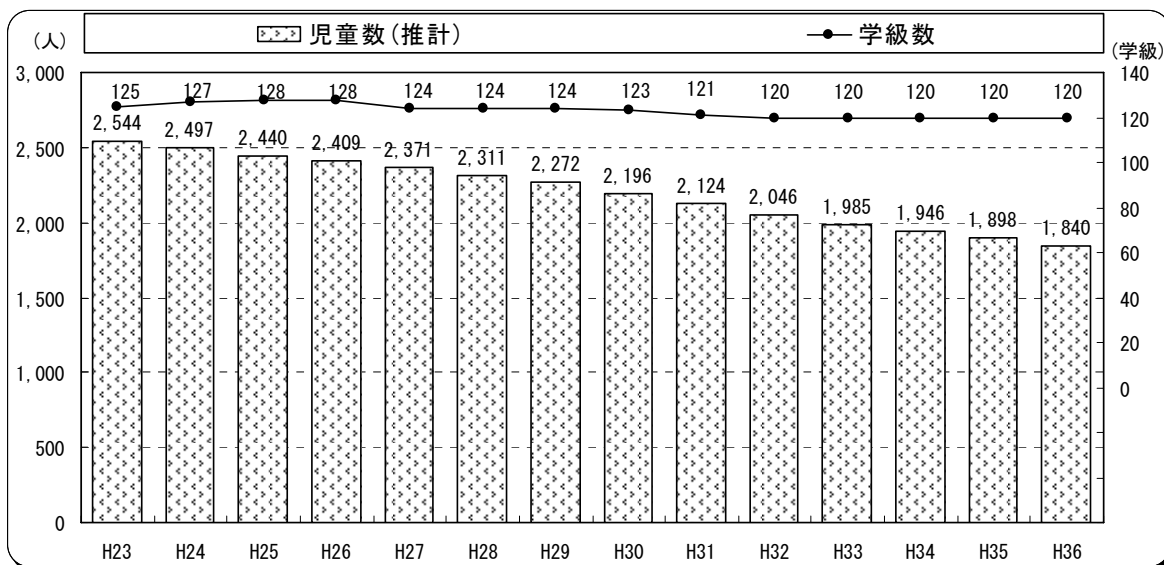
学校名	←実数 推計→																H21を100としたH36割合
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	
旭東小学校	243	229	233	213	204	205	195	193	187	181	168	149	141	132	127	119	
旭南小学校	136	137	140	128	122	123	117	115	112	109	101	89	84	80	75	71	
旭西小学校	142	142	139	132	126	128	121	119	116	113	104	93	87	83	78	74	
旭北小学校	137	149	134	139	133	134	127	125	122	118	110	97	92	87	82	77	
旧旭村合計	658	657	646	612	585	590	560	552	537	521	483	428	404	382	362	341	51.8%
巴第一小学校	59	58	55	54	52	51	51	50	50	49	50	50	49	49	48	47	
大和田小学校	97	92	87	86	83	81	81	79	80	79	79	80	78	78	76	74	
徳宿小学校	136	147	141	137	133	130	130	126	127	125	126	127	125	125	122	119	
舟木小学校	131	123	123	115	111	108	109	105	107	105	105	106	105	104	102	99	
青柳小学校	88	82	71	77	74	72	72	70	71	70	70	71	70	70	68	66	
銚田小学校	396	394	379	369	354	348	347	338	341	335	338	342	337	336	328	319	
諏訪小学校	111	115	112	107	104	101	102	99	100	98	99	99	98	98	96	93	
新宮小学校	103	85	87	79	77	75	75	73	74	73	73	74	72	72	71	69	
大竹小学校	77	71	69	66	64	63	63	61	61	61	61	61	60	60	59	57	
当間小学校	70	71	75	66	64	63	63	61	61	61	61	61	60	60	59	57	
野友小学校	76	64	53	60	58	56	57	55	55	55	55	55	54	54	53	52	
串挽小学校	149	137	135	128	124	121	121	117	119	117	117	119	117	116	114	111	
旧銚田町合計	1,493	1,439	1,387	1,344	1,298	1,269	1,271	1,234	1,246	1,228	1,234	1,245	1,225	1,222	1,196	1,163	77.9%
上島東小学校	165	166	163	172	177	175	172	167	156	142	130	119	113	109	108	107	
上島西小学校	53	55	57	57	59	58	57	55	52	47	43	39	38	36	36	35	
白鳥東小学校	189	186	177	194	199	197	193	188	174	160	145	133	127	122	122	120	
白鳥西小学校	121	114	114	118	122	120	118	115	107	98	89	82	78	75	74	74	
旧大洋村合計	528	521	511	541	557	550	540	525	489	447	407	373	356	342	340	336	63.6%
合計	2,679	2,617	2,544	2,497	2,440	2,409	2,371	2,311	2,272	2,196	2,124	2,046	1,985	1,946	1,898	1,840	68.7%

資料：平成23年度までは学校基本調査(5/1現在)、平成24年度以降は推計値。

(2) 規模別学校数及び学級数の推移

学校別の児童数の推計から見た学級数（1クラス35人として計算）は、児童数の大幅な減少が見込まれますが、学級数の減少は少ない結果となっています。しかし、学校別の1学級あたりの児童数は大幅に減少することから単式学級維持が難しい状況が見込まれます。

■図表1-3 児童数と学級数の推移



■図表1-4 学校別学級数及び1学級の平均児童数の推移

←実数 推計→ (単位:学級、人)

学校名	H23		H27		H36	
	学級数	1学級の平均児童数	学級数	1学級の平均児童数	学級数	1学級の平均児童数
旭東小学校	8	29	6	32	6	20
旭南小学校	6	23	6	20	6	12
旭西小学校	6	23	6	20	6	12
旭北小学校	6	22	6	21	6	13
巴第一小学校	5	11	4	13	4	12
大和田小学校	6	15	6	14	6	12
徳宿小学校	6	24	6	22	6	20
舟木小学校	6	21	6	18	6	17
青柳小学校	6	12	6	12	6	11
鉾田小学校	12	32	12	29	12	27
諏訪小学校	6	19	6	17	6	16
新宮小学校	6	15	6	13	6	12
大竹小学校	6	12	6	11	6	10
当間小学校	6	13	6	11	6	10
野友小学校	5	11	4	14	4	13
串挽小学校	6	23	6	20	6	19
上島東小学校	6	27	6	29	6	18
上島西小学校	5	11	6	10	4	9
白鳥東小学校	6	30	6	32	6	20
白鳥西小学校	6	19	6	20	6	12
合計	125	20	122	19	120	15

学級数：

推計児童数を35（人）で
除した数

1学級の平均児童数：

推計児童数を学級数で除
した数

学校規模については、学校教育法施行規則第17条において、「12学級以上18学級以下を標準とする」とされています。

■図表1-5 学級数による学校規模の分類

学校規模	過小規模	小規模	適正規模	学校統合の場合の適正規模	大規模	過大規模
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31以上

資料：昭和59年 文部省助成課資料「これからの学校施設づくり」

本市の小学校の規模分類見込みでは、平成36年度に、過小規模の学校が3校、小規模校が16校、適正規模校が1校です。

■図表1-6 学校規模別小学校数の推移

(単位：学校)

学級数	学校規模及び学校数		
	H23	H27	H36
1～5	過小規模		
	3	2	3
6～11	小規模		
	16	17	16
12～18	適正規模		
	1	1	1
19～24	学校統合の場合の適正規模		
	0	0	0
25～30	大規模		
	0	0	0
31以上	過大規模		
	0	0	0

(3) 通学に係る基準

文部科学省の基準では、小学校はおおむね4キロメートル以内、中学校はおおむね6キロメートル以内と規定しています。(義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令第3条第1項第2号)

現在、鉾田市立の中学校に在籍する生徒の通学距離が6キロメートル以上の生徒の保護者に対し、市が当該通学に要する費用を補助しています。

■図表1-7 鉾田市立中学校生徒通学費補助規程

通学距離	補助金額
6キロメートル以上7キロメートル未満	月額 750円
7キロメートル以上8キロメートル未満	月額 900円
8キロメートル以上	月額 1,000円

2 小学校施設の現状

公立学校施設は、児童生徒などが一日の大半を過ごす活動の場であり、児童生徒の生きる力を育むための教育環境として重要な意義を持っています。

また、学校施設は、非常災害時には地域住民の指定避難場所としての役割をも果たすことから、その安全性の確保は極めて重要であり、耐震化の推進が喫緊の課題となっています。

平成19年12月に政府としてとりまとめた「生活安心プロジェクト」等において、大規模な地震による倒壊等の危険性の高い（ I_s 値 0.3 未満の）公立小中学校施設について、早急に耐震化を図ることが求められています。

市内には小学校が20校あり、校舎や体育館の建築年数を見ますと、昭和56年（1981年）の建築基準法改正時の新耐震基準導入以前に建築された校舎が17校（対象外2校、補強済1校除く）、体育館が5校（対象外5校、補強済10校除く）あり、平成21年度までに実施した耐震診断（2次診断）の結果に基づいて緊急性の高い施設から順次耐震補強工事を行っていく予定となっています。

第3章 学校再編計画策定の理由

1 児童・生徒数の大幅な減少

少子化の進展に伴い、全国的に児童生徒数が減少し、多くの学校で小規模化が進んでいます。これは本市でも例外ではありません。

学校教育は、児童生徒に「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」をバランスよく身に付けさせることにより、変化の激しいこれからの社会を生き抜くために必要な「生きる力」を育むことを目的としています。

この「生きる力」を育むためには、基礎的・基本的な知識・技能を身に付けることはもちろん、児童生徒が、様々な意見や考え方をを持った仲間と交流や議論することなどを通して、思考力や判断力、表現力を身に付けたり、多様な人間関係の中でも他者と協調できる社会性を身に付けることも大変重要です。

学校は、そのような教育活動を実現していくという役割を担っていますが、小規模校では規模に起因する課題があるため、その役割を十分に果たすことが難しくなります。

そのため、課題の根本的な原因である学校の規模を一定の大きさにすることにより、小規模校の教育環境を充実させることが課題となっています。

2 学校施設の耐震化

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であり、地域住民にとっては学習・文化・スポーツなどに利用される公共施設として、また災害発生時の指定避難場所として重要な役割を担っています。

本市の市立学校施設は、昭和40年代後半から昭和50年代にかけての児童生徒急増期に多くの校舎・体育館が建築され、建築後30年から40年経過しており、新耐震基準施行(昭和56年)以前の校舎・体育館が全体に占める割合は8割を超えており、その耐震性の確保が課題となっています。

このような状況から本市では、平成21年度までにすべての公共教育施設の耐震診断を実施しました。その結果、耐震補強が必要と判断された小学校校舎が9棟、体育館が15棟となっており、児童生徒等の安全を守り、良好な教育環境の確保を図るとともに、地域住民の安全と安心の確保に資するため、学校施設の耐震化を計画的に進めていく必要があります。

緊急を要するものから計画的に耐震化を図る必要がありますが、耐震補強や建て替え工事には多額の費用が必要なことから、児童生徒数の将来動向を適確に推計し、学級編制の標準に関する将来の動向も考慮しつつ、財政状況を踏まえ、学校適正化に対して早急に判断することが重要です。

■図表1-8 校舎等建築年一覧 (耐震診断：S.56年度以前に設計した建物)

学 校 名	建 築 年 度					
	校 舎	耐震度	耐震補強	体育館	耐震度	耐震補強
		(I s 値)	優先ランク		(I s 値)	優先ランク
旭 東 小	S. 58 (H. 13)	対象外	—	S. 55	補強済	—
旭 南 小	S. 49 (S. 57)	0.70	—	S. 54	補強済	—
旭 西 小	S. 51 (H. 06)	(補強済)	—	S. 54	補強済	—
旭 北 小	S. 53	0.65	⑤	S. 56	補強済	—
巴第一小	S. 44	0.42	③	H. 06	対象外	—
大和田小	S. 42	0.33	②	H. 05	対象外	—
当 間 小	S. 52	0.79	—	S. 53	補強済	—
徳 宿 小	S. 48, 49	0.79	—	H. 11	対象外	—
舟 木 小	S. 44	0.57	④	S. 63	対象外	—
鉢 田 小	S. 44, 46	0.35	②	S. 47	0.31	②
諏 訪 小	S. 54	0.93	—	S. 51	0.35	②
新 宮 小	S. 53	0.97	—	S. 54	補強済	—
大 竹 小	S. 55	0.75	—	S. 56	0.47	③
青 柳 小	S. 45	0.6	⑤	H. 08	対象外	—
野 友 小	S. 46	0.35	②	S. 50	0.38	②
串 挽 小	S. 50	0.77	—	S. 52	0.36	②
上島東小	S. 58	対象外	—	S. 53	補強済	—
上島西小	S. 53	0.93	—	S. 55	補強済	—
白鳥東小	S. 49	0.49	③	S. 54	補強済	—
白鳥西小	S. 52	0.77	—	S. 54	補強済	—

※ Is 値とは、建物の耐震性能を表す指標です。

①地震力に対する建物の強度、②地震力に対する靱性(変形能力、粘り強さ)が大きいほどこの指標も大きくなり、耐震性能も高くなります。

※耐震補強優先ランク

耐震診断の結果に基づきランク①～⑤までの5段階に区分。

ランク①:		Is	<	0.3	↑ 高 緊急度 ↓ 低	
ランク②:	0.3	≦	Is	<		0.4
ランク③:	0.4	≦	Is	<		0.5
ランク④:	0.5	≦	Is	<		0.6
ランク⑤:	0.6	≦	Is	<		0.7

第 2 部 基本構想

第1章 各小学校の設立

1 小規模校と大規模校の特性

学校教育を行う上での学校規模は、学習、生活面と教育指導面などに様々なメリット、デメリットが生じます。

小規模校の場合、児童の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導ができるというメリットが挙げられますが、これらのメリットは小規模校でなければ達成できないというわけではなく、一定規模の学校においても可能であると考えます。一方で、様々な集団の編成や多様な学習活動の展開が困難となる場合が発生し、集団の中で切磋琢磨する機会が少なくなります。

大規模校の場合、多くの友だちや教師にめぐり合え、人間関係が豊かになることや活気ある学校経営が行えるなどのメリットが挙げられますが、一方で、児童の増加に伴い、少人数指導を行う際の教室の確保や体育館、校庭などの施設面に余裕がなくなり、教育活動に制約を生じる場合があります。

これらのことから、学校を一定の規模とすることにより、子どもたちの教育効果をより高められるものと考え、学校の適正規模の基本的な考え方や望ましい規模を示すものとします。

次に掲げる長所・課題は、学校の適正配置に関して都道府県・市町村が作成している計画等を参考に文部科学省において作成したもので、すべての学校が規模に応じこのようになるものではありません。一般的な傾向として示しています。

■学習面

		長 所	課 題
学習活動	小規模校	○児童の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	○集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ○学級間の相互啓発がなされにくい。
	大規模校	○集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。	○全教職員による各児童一人ひとりの把握が難しくなりやすい。

		長 所	課 題
指導	小規模校		○児童数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。 ○中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。
	大規模校	○児童数、教員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りやすい。 ○中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい	
集団活動	小規模校	○学校行事や部活動等において、児童一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。	○運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ○部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。
	大規模校	○運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。 ○様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。	○学校行事や部活動等において、児童一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。

■生活面

		長 所	課 題
人間関係	小規模校	○児童相互の人間関係が深まりやすい。 ○異学年間の縦の交流が生まれやすい。	○クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ○集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ○切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。
	大規模校	○クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。 ○切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。	○学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。
指導	小規模校	○児童の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	○組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。
	大規模校	○学校全体での組織的な指導体制を組みやすい。	○全教職員による各児童一人ひとりの把握が難しくなりやすい。

■学校経営

		長 所	課 題
学校運営	小規模校	<ul style="list-style-type: none"> ○全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ○学校が一体となって活動しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。 ○学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくく、一人に複数の校務分掌が集中しやすい。
	大規模校	<ul style="list-style-type: none"> ○教員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置を行しやすい。 ○学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい。 ○校務分掌を組織的に行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員相互の連絡調整が図りづらい。
施設	小規模校	<ul style="list-style-type: none"> ○施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。 	
	大規模校		<ul style="list-style-type: none"> ○特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。

■その他

		長 所	課 題
小規模校		<ul style="list-style-type: none"> ○保護者や地域社会との連携が図りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA活動等における保護者一人あたりの負担が大きくなりやすい。
大規模校		<ul style="list-style-type: none"> ○PTA活動等において、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。

2 適正な学校規模

学校は、知識や物事を修得するだけでなく、子ども同士が豊かな人間関係を築き、社会性を身に付ける場でもあります。また、いろいろな形態による効果的な学習を行ったり、集団の相互作用による思考力の育成を図ったりするためにも、活動に応じて少人数のグループから大きな集団まで、適切な規模の集団を編成し、多様な教育活動を展開する必要があります。そのために、学校にはある程度の規模が必要です。

○学校規模等に関する現行制度

■学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。

(第79条で中学校に準用する)

■義務教育諸学校等の施設費の国庫負担に関する法律施行令

第4条 法第3条1項第4号の適正な規模の条件は次の号に掲げるものとする。

- 1 学級数がおおむね12学級から18学級までであること。
- 2 通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること。

■図表2-1 小学校の学校規模

学校規模	過小規模	小規模	学校統合の場合の適正規模		大規模	過大規模
			適正規模			
	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31以上
学級数	複式学級あり	各学年 1～2学級	各学年 2～4学級		各学年 4～5学級	6学級以上の学年あり

資料：「これからの学校施設づくり」（昭和59年旧文部省助成課資料）

※学級編制の基準を40人としています

3 学級編制の基準と複式学級の解消

学級編制の基準は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務教育標準法）第3条で規定されている1学級の児童数を標準として、都道府県教育委員会が定めることになっています。

具体的には、1学級の児童数の標準を40人として各学年の学級数が決まり、学級数に応じて教職員の総数が決まる仕組みとなっています。

また、複式学級（数学年の児童が1学級で編制される）の編制基準は、小学校16人（第1学年の児童を含む学級は8人）となっています。

しかし、複式学級が発生すると教員の人数減につながるため、カリキュラムを効果的に実践するためには複式学級を解消する必要があります。

■図表2-2 学級編制の基準

	学級編制の区分	1学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	40人（第1学年の児童で編制する学級にあつては、35人）
	2の学年の児童で編制する学級	16人（第1学年の児童を含む学級にあつては、8人）
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	8人

4 教員の適正配置

適正規模の学校では、教科ごとに免許を持つ教員の配置が可能（絶対数の確保が容易）となり、教育目標の具現化が容易となります。芸術や体育など、小学校高学年に求められる専門性の高い教科はもとより、各教科について指導者としての人材を求め、児童の個性と能力を伸ばす教育にあたる必要があります。

平成20年度における茨城県の教員配置基準は、下表のとおりとなっています。

■図表2-3 学校規模別職員配置の標準（小学校）

学級数	校長	教頭	教諭			教員計	養護教諭	事務職員	合計
			学級担任	担任外	小計				
2学級	1	—	2	—	2	3.00	—	—	3.00
3学級	1	—	3	0.75	3.75	4.75	1	0.75	6.50
5学級	1	—	5	1	6	7.00	1	1	9.00
6学級	1	0.75	6	1	7	8.75	1	1	10.75
12学級	1	1	12	1.5	13.5	15.50	1	1	17.50

資料：茨城県教育委員会 平成20年4月 公立小・中学校の適正規模について（指針）

5 教育予算の効率的運用

日常の教育実践を効果的に行うためには、人的環境のみならず校舎設備及び教育備品などの充実を図り、快適で活発な学習活動ができる環境整備が求められています。

また、大規模改修（耐震）事業を要する学校施設もあり、学校の適正規模への再編統合を視野に入れた総合的な学校整備計画を策定し、効率的な予算運用に努める必要があります。

そのためには、学校整備計画に基づいた再編統合した場合と現行の運営されている学校規模との予算規模を比較して評価・分析することが必要です。

第2章 基本構想の概要

1 策定の目的

銚田市の次代を担う心豊かな人間性を持ち、社会性を備え、心身ともに健康でたくましい子どもたちを育成するためには、安全・安心な教育環境を整備し、学校教育の一層の充実を図ることが大切です。

教育行政は、今後のまちづくりの中で、総合計画はもちろん、土地利用、交通体系、人口推移、災害対策など都市計画の側面、さらには、市の経済政策や福祉政策など、市政全般と密接な関連を有しています。特に学校は指定避難場所としての役割も担い、機能の充実が求められます。

そのため、これからの学校適正配置においては、中長期的な観点からまちづくりを見通す中で、地域にとってふさわしい学校の姿や配置を検討していくことが必要です。

将来的なまちづくりや市内の小学校の現状を踏まえ、学校の適正規模化及び適正配置を実施するうえでの考え方をまとめたものです。

2 基本構想、計画期間及び内容

(1) 基本構想

本計画は将来にわたる児童数の動向を踏まえ、学校の適正規模を確保して、豊かな教育環境を子どもたちに提供していくために「今後必要となる学校数」を示したものです。これは、現在の学校数から減じる学校数の目安を明らかにしたものです。

今後、この基本構想で示した、地域別の「今後必要となる学校数」を目安として、本計画に基づき、新設、改築の優先度、学校の位置関係、統合後における児童の居住分布などを勘案し、新しい学校づくりを進めるものです。

(2) 構想の期間

計画期間を1次計画と2次計画とします。

■ 1次計画

計画期間を平成25年度から平成30年度までの6年間とします。

対象は、銚田南・北中学校区とし、銚田北中学校の改築に併せ、新設小学校を併設し「小・中連携」のモデルケースとして、一体的に推進するものとします。

(※銚田北中学校の改築及び小学校建設費用1校分は、合併特例債事業として行うことから平成27年度までの完成を目指します。)

銚田南中学校区については、市最大規模の小学校となることから、新設位置、用地の確保等慎重に検討し、早期の完成を目指します。

■ 2次計画

計画期間を平成31年度から平成36年度までの6年間とします。

対象は、旭・大洋中学校区とし、それぞれの地区ごとに特色ある学校づくりを推進します。

(3) 構想の内容

■ 1次計画の内容

1次計画における小学校適正化の手順

- ① 市内の小学校を中学校区の4校に再編する予算措置を実施します。
- ② 銚田北中学校に併設する小学校の施設整備を実施します。
- ③ 銚田南中学校の近隣に建設する小学校の施設整備を実施します。

■ 2次計画の内容

1次計画の進捗状況を踏まえて、2次計画を具体的に推進します。

- ① 大洋中学校の近隣に建設する小学校の施設整備を実施します。
- ② 旭中学校の近隣に建設する小学校の施設整備を実施します。

全体計画が12年間という長期にわたることから、1次計画の終了時に見直しを行うとともに、少子化の更なる加速に伴う児童数の減少等社会情勢の変化に伴い、児童の学習環境に支障が生じた場合は、合同学習の実施や保護者等隣接校間の交流事業を促進するなど、緊急的に教育環境の維持・向上を図るための施策を検討します。

第3章 基本構想の基本方針

1 基本方針

銚田市教育委員会では、今後学校の規模適正化を図っていくうえで、次のことを基本的な方針とし、小学校の統合を進めます。

(1) 適正な学校規模

銚田市の小学校の適正規模を、小学校では12学級から24学級とします。

また、1学級の児童数は、35人以下となります。

(2) 小学校再編方針

小学校を再編するにあたりできるだけ現在の通学区域を基本とすると、「銚田市公立学校施設適正配置計画策定委員会」の答申としての提言の4校案が最も適切と判断致しました。以下に4校案における今後の児童数の見込みを示します。

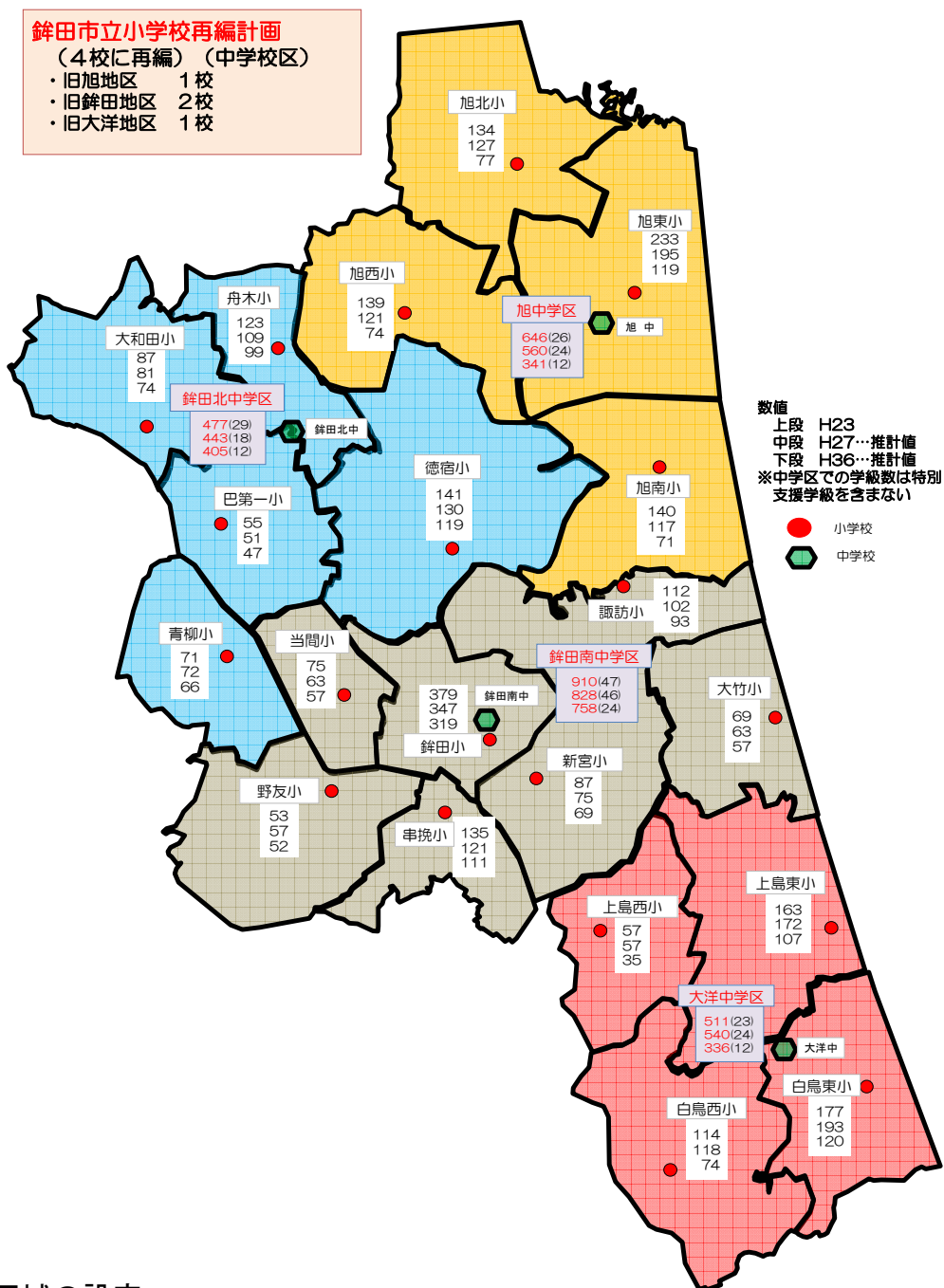
■図表2-4 小学校再編計画

	平成23年度		平成27年度		平成36年度		適正配置(案)		
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	
旭東小学校	233	11(3)	195	6	119	6	⇒	341	12
旭南小学校	140	8(2)	117	6	71	6			
旭西小学校	139	8(2)	121	6	74	6			
旭北小学校	134	8(2)	127	6	77	6			
巴第一小学校	55	6(1)	51	4	47	4	⇒	405	12
大和田小学校	87	7(1)	81	6	74	6			
徳宿小学校	141	8(2)	130	6	119	6			
舟木小学校	123	7(1)	109	6	99	6			
青柳小学校	71	6(0)	72	6	66	6	⇒	758	24
銚田小学校	379	16(4)	347	12	319	12			
諏訪小学校	112	8(2)	102	6	93	6			
新宮小学校	87	7(1)	75	6	69	6			
大竹小学校	69	7(1)	63	6	57	6	⇒	336	12
当間小学校	75	6(0)	63	6	57	6			
野友小学校	53	6(1)	57	4	52	4			
串挽小学校	135	8(2)	121	6	111	6			
上島東小学校	163	8(2)	172	6	107	6	⇒	1,840	60
上島西小学校	57	5(0)	57	6	35	4			
白鳥東小学校	177	8(2)	193	6	120	6			
白鳥西小学校	114	7(1)	118	6	74	6			
合計	2,544	155(30)	2,371	122	1,840	120			

※平成23年度は5月1日現在 学級数の()は特別支援学級、平成27年度、平成36年度は推計値

※推計値の学級数については、児童数を35人で除した数(特別支援学級は含まない)

■図表 2-5 小学校再編計画マップ



(3) 通学区域の設定

統合による各小学校の通学区域は、現在の通学区域を基本とします。これは、これまで築かれてきた児童の交友関係や校区単位で構成されている地域の社会教育・社会体育団体及び地域の方々の意向を大切にするためです。

2 学校施設の整備

(1) 学校施設の整備方針（国の補助基準を含む。）

学校施設の整備にあたっては、施設整備方針及び文部科学省の定める小学校施設整備指針に留意するとともに創意工夫ある施設計画を策定するものとします。

① 子どもたちの主体的な活動を支援する施設づくり

多様な教育活動に対応できるよう、多目的教室の配置や可変壁を使用したレイアウトフリーな教室を設定します。

また、障がいの有無に関係なく、バリアフリーの教室を作るとともに、情報教育の充実が可能な施設とします。

- ・多様な学習形態、弾力的な集団による活動を可能とする施設
- ・情報基盤整備の充実
- ・特別支援教育の推進

② 安全でゆとりと潤いのある施設づくり

安全で安心な学校づくりを実現するため、学校施設の耐震性の向上を推進するとともに、犯罪・事故防止から回避できる学校づくり、シックスクール対策などの室内環境の整備を行います。

- ・健康に配慮した施設
- ・耐震性の確保
- ・安全・防犯への対応
- ・施設のバリアフリー化
- ・環境との共生
- ・カウンセリングの充実のための施設

③ 地域と連携した施設整備

多様な教育ニーズに応えるため、学校と地域が一体となった豊かな教育の場の実現に努めるとともに、学校施設を地域に開かれたものとし、学校が地域コミュニティの多様な拠点のひとつとなるようにします。

- ・学校・家庭・地域の連携の推進
- ・学校施設の有効利用
- ・地域ニーズに合わせた複合化

3 特色ある教育活動の推進

(1) 銚田市の教育目標 (銚田市教育目標、平成18年11月27日制定)

夢と希望をもち、未来を拓く心豊かな人づくり

銚田市民として、夢と希望をもち、その実現に向けて努力し、知・徳・体の調和がとれた、未来を拓く人間性豊かな人づくりに努めます。

また、水と緑に囲まれた郷土銚田を愛し、心の豊かさや環境との共生を考え、国際社会に貢献できる人づくりを目指します。

銚田市教育委員会はこの「教育目標」を達成するために、以下の「指導方針」に基づき、総合的に教育施策を推進しています。

■知 育 「確かな学力」の育成

- ◆ひとりひとりの知性を磨き、夢の実現に向けて努力する態度を育てる
 - ☆集団での学びの機能を活かす授業づくり
 - ☆教職員組織の充実

■徳 育 「豊かな人間性」の育成

- ◆互いの人格を尊重し、共に支え合う豊かな心をはぐくむ
 - ☆集団による体験活動の充実
 - ☆多くの人との交流を通じた豊かな人間関係を育成

■体 育 「健やかな体」の育成

- ◆心身共に健康で、たくましく生きる力をはぐくむ
 - ☆集団による運動の取組
 - ☆集団の中で切磋琢磨することによる能力の伸長

■郷土愛 「国際社会に貢献する人材」の育成

- ◆郷土を愛し、勤労と責任を重んじ、国際社会に貢献する態度を育てる
 - ☆幅広い地域と協力しながら育む郷土愛
 - ☆ALT(外国語指導助手)を活用した英語活動の充実

(2) 特色ある教育活動の推進

銚田市の指導方針に基づいて、銚田市民として、夢と希望をもち、その実現に向けて努力し、知・徳・体の調和のとれた、未来を拓く人間性豊かな人づくりに努めます。

また、水と緑に囲まれた郷土銚田を愛し、心の豊かさや環境との共生を考え、国際社会に貢献できる人づくりを目指します。

創意ある学校づくりを通し、各学校が家庭・地域との協力を図りながら、自然を十分に生かした教育活動の展開を図り、心豊かな人づくりを目指します。

(3) 統合後の教育活動指導方針

統合後は銚田市の教育目標のもとに、地域の環境や特徴を生かした教育を取り入れ、特色ある教育活動の取組を進めていきます。

- ① 小学校を中学校の近隣に建設することで、小中連携を視野に入れた指導体制の構築が可能となり、*専科制(理科、外国語、音楽など)の積極的な導入を図ることにより、確かな学力を育む教育を推進し、国際化に対応できる児童生徒の育成に努めます。

※ 専科担任制は、学級担任制では不十分となりがちで、技能教科の学習指導を補うものとされてきましたが、近年、教員の得意分野が児童の個性を伸ばすという積極的な意義のもと、活用範囲が拡大される傾向にあり、中学校との連携を図ることで教科の魅力を味わわせる、質の高い授業を実践することで、学習指導の充実を図ることが可能となります。また、専科制を通していろいろな指導法や複数の教員の個性に触れることで、中学校の学習や生活に円滑に適応できるようにします。

- ② 統合により、集団での学びの機能を生かす授業が可能となり、多様な児童との交流を通して、豊かな人間関係を育む教育活動を推進します。
 - ③ 閉校となる学校をどうするかは、(仮称)統合小学校推進委員会で検討しますが、集団による体験活動の充実や、地域の方との交流活動を通して、郷土愛を育む教育活動の場として活用することも考えられます。
 - ④ 銚田市の豊かな自然や、人的資源などの地域教育力を活用した教育を推進し、知、徳、体の調和のとれた教育活動を推進します。
-

(4) 段階的な取組について

整備計画の完了までには長期間を要することから、4校再編の基本は厳守しつつ少子化の更なる進行や、社会情勢の変化により保護者や地域の理解が得られれば、将来の統合に向けた段階的な取組についても検討します。

また、※合同学習等実施の安全性を確保するため、東日本大震災の影響による校舎等の耐震性を必要に応じて再度確認します。

※少人数の学校運営の弱点を補うため、複数校が合同で学習することで多様な意見交換が可能となり、学習意欲に刺激を与え、他校の児童との交流、地域間交流を図りながら課題解決のための指針が明確になります。

さらに、円滑な統合推進を図るため、※(仮称)統合小学校推進委員会を設置し、統合に係る諸問題や必要事項を検討するとともに、統合前に合同授業等学校・保護者間の交流を促進し、統合後の児童が安心して生活できる環境を醸成します。

※P T A・保護者・地域代表・教職員・学識経験者等で構成し、統合後の学校運営、建設計画、交流事業、閉校関係事業(式典・記念誌等)、その他統合に必要な事項について、専門部会を設置し検討しながら決定していきます。

4 学校設備・備品の整備

(1) 学校設備・備品の整備方針

学校設備については、21世紀の真の国際人として通用する英語教育、IT教育、そして生きる力を身につけ学習環境の整備を行います。また、太陽光利用や雨水、風力等自然エネルギーの利用をはじめ、校内緑化を推進し、環境と調和の取れた学校施設「エコスクール」を目指します。

備品類の整備については、学校間相互で協議したうえで選定を行い、統合先の小学校でも引き続き活用するものについては、継続使用とします。

(2) 学校設備・備品の整備計画

平成23年度新学習指導要領改訂に伴い、教育環境の充実を図るための備品の購入、必修になった外国語活動実施のためのALT(外国語指導助手)1名を配置します。

また、旧小学校内における不必要となる備品等について利用するにあたり、整備計画を作成します。

5 児童の遠距離通学への対応

(1) 通学手段の検討、確立

① 通学区域に関する法令の規定

通学区域は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第2項において、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合においては、入学期日の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。」と規定しており、本市においても、学校を指定し、通学区を定めています。

② 通学距離

通学距離に関しては、法令上特に定めが無く、地域の実態を踏まえ、各市町村教育委員会の判断に基づいて設定できるとされています。

③ 児童の遠距離通学の対応

児童が通学する手段として、児童の遠距離通学における心身に対する影響を考えていく一方で、国からは登下校時における子どもの安全確保について、スクールバスを活用した方策を検討するよう求められており、教育委員会としても児童の安全確保、安全管理の面からスクールバスを運行します。

※国（文部科学省）からの通知内容

「登下校時における児童の安全確保のための路線バス等の活用について（平成18年2月17日付け17文科ス第423号）」では、路線バスをスクールバスとして活用するための基本的な考え方において、「路線バス等を活用する場合以外の方法についても、遠距離通学用に運行されているスクールバスを安全確保の観点から活用する等、地域の実情等を踏まえ、各地方公共団体において登下校時の安全確保に積極的に取り組まれることが望まれる」との記述があります。

(2) 安全な通学路の確保

中学校区の再編により、通学距離の伸びる児童については、スクールバス等による通学手段の整備を検討します。

それに向けては、単に通学時間の短縮を目的とするのではなく、児童の通学路の安全性を確保するために、地域の要望を聞く中で、歩道、ガードレール、道路照明などの整備について、関係課や関係機関と調整しながら進めます。

(3) 遠距離通学補助金の検討

学校統合により遠距離通学となる児童の利便を確保するとともに、保護者負担の軽減を図るため、遠距離通学に要する費用を補助します。

また、通学のためのバス路線が不便な地区からの通学については、スクールバスを運行し通学の利便の向上に努めます。

6 学校施設及び跡地の活用

(1) 転用利用計画の策定にあたって

① 貴重な空間として、市政の課題を解決するための学校統合跡地の活用

学校統合跡地は、市民の共有財産であり、貴重な空間です。

このため、跡地を地域の活性化のために活用していくのはもちろんのこと、市の総合計画に掲げる市政のさまざまな課題を解決し、良好なまちづくりを進め、市民福祉の向上を図るために最大限に活用できるよう、その利用計画を策定します。

② 防災の拠点としての学校統合跡地の活用

小学校は、その多くが市街地に立地しています。現在、市立小学校は災害時の指定避難所施設に位置付けられていることから、統合によって、避難住民を受け入れる施設が減少するなどの問題が生じます。

このため、跡地利用にあたっては、指定避難所施設として活用できるよう、必要な防災関係の設備を備えるほか、なるべくオープンスペースを残すなど、防災面の機能を考慮した計画を策定します。

(2) 転用の具体的例

■住民の多様な活動や交流を支援するための用途

- ・地域コミュニティの核である学校施設を継続して地域住民のための活動の場として提供する。(展示室及び研修室、全天候型スポーツ施設、市民活動団体の活動拠点、高齢者住居配食センター・託児所・放課後児童クラブ等の複合施設など)

■都市部との交流促進に寄与するための用途

- ・高齢化が進行する中で、都市からの交流人口の増加により、新たな都市とのネットワークを構築する。(自然エネルギー・自然体験活動等の研修施設、宿泊型体験学習施設、体験型学習施設、レストラン・宿泊施設・温泉施設・特産品直売・パン販売複合施設など)

■ 地場産業の振興に寄与するための用途

- ・ 一次産業が衰退する中で、地場の農産物等を活用した新たな商品を開発する。（農畜産物加工研究施設、地域農産物等活用型総合交流促進施設、物産館・いこいの館（レストラン、宿泊施設、会議室、サウナ風呂）など）

■ 地域の人口増加に寄与するための用途

- ・ 定住人口の増加と廃校後の地域コミュニティの維持を図る。（市営複合住宅など）

■ 新たな人材育成に寄与するための用途

- ・ 対象者を地域住民に限定せず、広く人材育成の拠点となる施設を誘致する。（学校法人の誘致など）

■ 住民の就業を支援するための用途

- ・ 高齢者や障がい者が地域で働けるような環境づくりを支援する。（シルバー人材センター、授産施設、障がい福祉施設など）

■ 高齢者の健康増進に寄与するための用途

- ・ 高齢者が健康を維持したり、新たなコミュニティの中で生きがいを発見できるような機会を創出する。（多世代交流施設、老人デイサービス、福祉保健センターなど）

7 教育環境の整備

(1) 心身ともに健康で、国際化に対応できる児童の育成

銚田市教育委員会では、心身ともに健康で基礎的な学力の向上を土台として、子どもたちの個性を尊重した教育を充実させ、創造力と想像力を伸ばすとともに、国際化に対応できる思考力、判断力、表現力などの資質・能力の育成に取り組んでいます。

市内の小学校の19校が過小規模または小規模校となっています。このような過小規模・小規模校では、人間関係が固定化されることにより、多様なものの見方、考え方を学んだり、新しい人間関係等を創り上げる機会が少なくなることが指摘されています。

このようなことから、学校は、多様な考え方を持つ児童が出会い、その中で、協調性、社会性を培いながら、望ましい人間関係を築いていくことができるような規模が必要であるといえます。

また、児童にとっては、クラス替えをすることにより、人間関係に変化をもたらし、その過程を通して新しい成長の機会が得られることが期待されます。

(2) 児童やPTAに係る各種交流事業の推進及び支援

現在、市内の過小規模・小規模小学校において隣接する小学校との間で交流活動を行い、少人数の現状では実施することが困難な大きな集団での教育活動の取組が行われています。また、スポーツや音楽などの交流を実施している小学校もあります。

しかし、今後さらに児童数の減少が見込まれることから、このような取組も難しくなることから、適正規模の教育環境の整備が必要です。

(3) 教職員の適正配置への対応及び指導體制の充実

児童数が今後さらに減少することにより、教職員の配置数が減り、校務運営や子どもの指導體制にも難しさが生じるなど学校運営に影響を及ぼすことになります。

このようなことから、学校の活力を維持し、子どもたちが大勢の中でいきいきとした学校生活を送れるようにするために、適正な学校規模を実現することが必要です。

(4) 効率的な教育行政の推進

学校規模の適正化を進めることにより、施設の維持管理費等の削減や規模拡大のメリットによる経常経費の縮減が期待できます。

第3部 基本計画

第1章 通学手段及び通学路の基準

1 通学手段の基準について

国においては、通学距離について小学校は概ね4キロメートル以内としている。（義務教育諸学校施設費国庫負担法第3条第1項第4号、同法施行令第4条第1項第2号）

小学校の適正配置により、統合された小学校までの通学距離、通学時間が住んでいる地区により長距離、長時間となる場合もあることから、児童生徒の通学に対する負担軽減と通学の安全を確保することが重要であるため、通学距離によりスクールバス等の新たな通学手段を用意します。

■図表3-1 交通手段の基準

通学手段	通学距離
徒 歩	通学距離が片道4キロメートル未満 通学距離が片道2キロメートル未満（1・2年生）
自 転 車	通学距離が片道4キロメートル以上7キロメートル未満 ※対象は小学校3年生以上とする
通学バス	通学距離が4キロメートル以上 通学距離が2キロメートル以上（1・2年生）

2 通学路等における安全な環境の整備基準について

児童の適正通学距離と通学路の安全性の確保は特に重要であり、交通手段等に配慮しながら検討・決定していきます。

また、次の基準により、通学路等における安全な環境の整備に努めます。

① 照度の確保

防犯灯、街路灯、住宅門灯等の夜間点灯により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されていること。

② 死角の解消

周囲からの見通しが確保されていること。死角となる物件又は箇所がある場合は、死角を解消するためのミラー等の設備が整備されていること。通学路等にある樹木については、定期的なせん定または伐採を励行し、新たに植栽を行う場合は、樹種の選定及び植栽の位置に配慮し、死角となる箇所の発生が防止されていること。

③ 歩道と車道の分離

道路については、幅員が広い等構造上可能な場合は、歩道と車道とが分離されていること。歩道と車道との分離が困難な道路については、カラー舗装等の安全対策が講じられていること。

④ 防犯設備及び避難所の設置

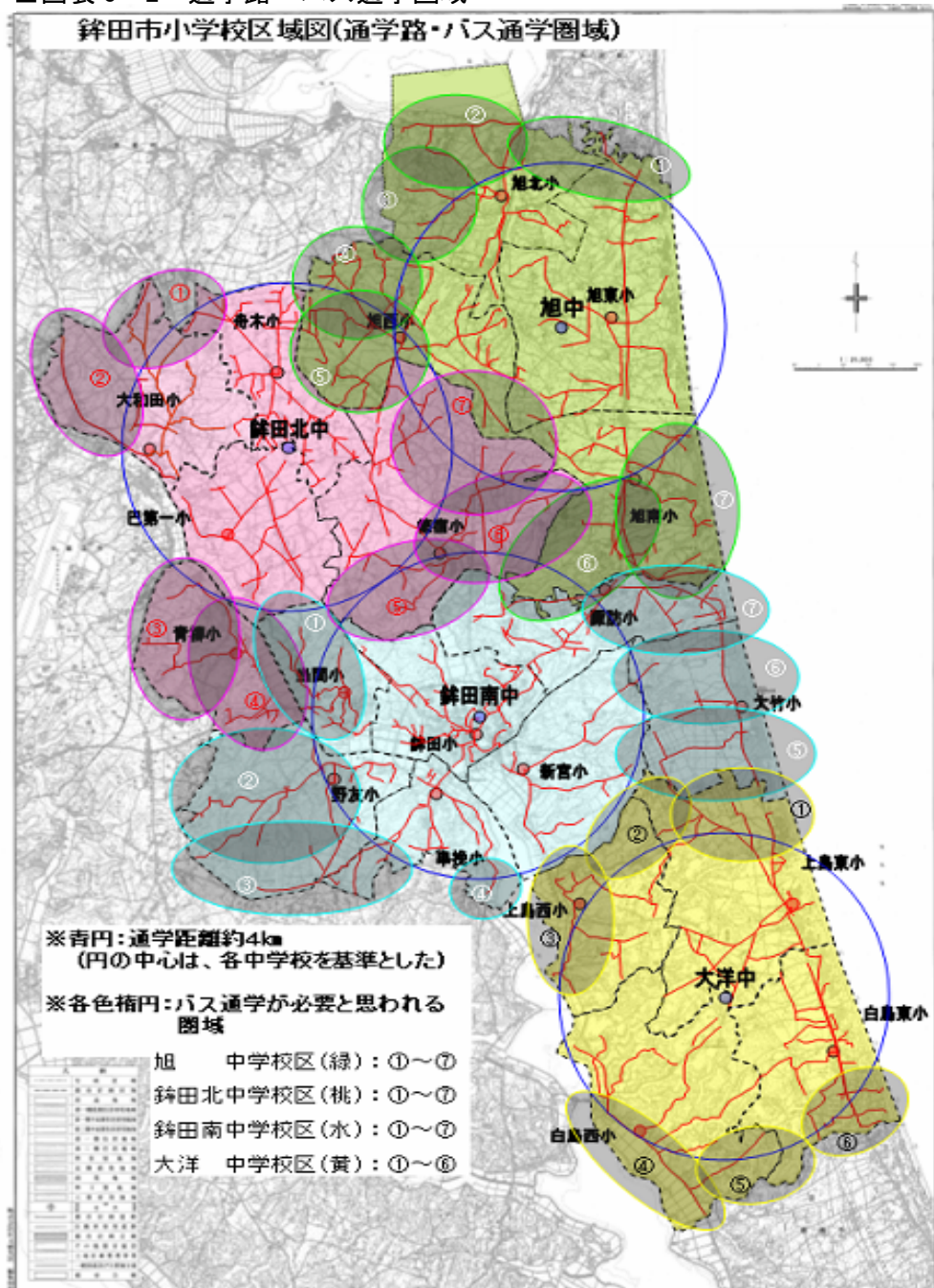
- 通学路等の周辺に街頭緊急通報装置、防犯ベル等の防犯設備及び「子どもを守る 110番の家」等の緊急避難場所が設けられていること。
- 遊歩道、空き家または空き地周辺その他特に子どもたちに対する犯罪の発生の危険性が高い通学路等には、注意看板が掲出され、街頭緊急通報装置、防犯ベル、防犯カメラ等の防犯設備が設けられていること。

3 通学バスの導入について

通学距離が4キロメートル（1・2年生は2キロメートル）を超える児童の通学に対しては、委託運行方式による通学バスを運行します。また、自転車通学指定を受けている児童も希望により利用対象者とします。さらには、自然災害時における臨時乗車についても検討することとします。

運行日は学校の授業日とします。

■図表3-2 通学路・バス通学圏域



4 通学バスの運行経路、バス停、時間及び回数について

通学バスの運行経路については、主要な幹線道路とし、バス停・時刻及び回数については、新たな学区の実情に合わせるため、新設小学校の保護者等の方々と協議しながら、教育委員会で決定していきます。

運行計画（案）

■運行ルート

- ・各小学校区において乗降する停留場所を指定し、各指定停留所から乗降となります。
- ・基本ルートは主要幹線道路とし、児童の動向によっては変更も検討することとします。

■運行台数

- ・各学区ごとにスクールバスを運行します。

■運行回数

- ・登校時1回（7時30分～8時15分）、下校時2回（14時・16時）を基本とします。

■運営形態

- ・委託方式。

第2章 施設の転用利用計画

1 廃校施設に係る基本方針

廃校となる学校の施設の利用については、引き続き利用を検討する施設と基本的に閉鎖を予定している施設に区分し、地域住民と十分に協議しながら検討することを基本とします。また、学校耐震化結果や市の財政状況等を踏まえ、今後検討していくものとします。

2 廃止、利用（転用）実施計画

（1）引き続き利用を検討する施設の方向性

- ① 市内の教育施設すべてが、緊急時の避難施設として指定されていることから、耐震性が担保できなければ、代替施設等の有無を検討するとともに、防災担当課及び地域住民の方々と協議するものとします。
- ② 地域住民の利用がある屋内運動場については、引き続き使用できる方向で利用団体と協議するものとします。
- ③ 廃校となる施設の維持管理等については、地元住民との協働を柱に検討していくことを基本とします。
- ④ 施設の耐震化については、活用方針に合わせて耐震化を図り、経費節減に努めるものとします。

（2）閉鎖を予定している施設の方向性

- ① 廃校となる学校の施設については、耐震性を担保するものではないことから、閉鎖することを基本とします。
- ② 地域コミュニティとして有効活用等の要望がある場合は、地域住民と十分協議するものとします。
- ③ 廃校後の学校の用途については、地域コミュニティとしての機能はもとより、協働あるいは、地域活性化への寄与等も視野に入れ、転用・払い下げ等も含めて柔軟に検討するものとします。

第3章 学校施設整備計画

1 学校施設整備計画

現在進めている銚田北中学校改築工事と併せ、同校の周辺に新たな統合小学校を平成 27 年度までに建設し、銚田市の新たな文教地区として整備を推進していきます。

それ以外の、銚田南中学校区、大洋中学校区、旭中学校区についても、可能な限りそれぞれの中学校に隣接した場所に新たな小学校を建設し、特色ある教育環境の整備を推進していきます。

それぞれの教育の現状と耐震化の状況等を踏まえ、建設優先順位を以下の順とします。

(1) 建設年度計画

■図表 3-3 学区別建設年度

	学区	整備計画	計画予定地	規模 (校舎+運動場)	児童数
1	銚田北中学校区	27 年度末	中学校周辺	18,217 m ²	443 人
2	銚田南中学校区	28~30 年度末	中学校周辺	23,299 m ²	800 人
3	大洋中学校区	31~33 年度末	中学校周辺	18,217 m ²	356 人
4	旭中学校区	34~36 年度末	中学校周辺	18,217 m ²	341 人

※ 規模については、文部科学省が基準としている最低の面積

※ 児童数は建設年度における推計値

(2) 建設費用概算

建設費用の概算は以下のとおりです。

(校舎面積は小学校設置基準による面積で設定しています。)

図表 3-4 校舎及び体育館の建設費用概算

	学区	概算費用	校舎面積	体育館面積
1	銚田北中学校区	1,442,490 千円	2,800 m ²	1,500 m ²
2	銚田南中学校区	2,269,850 千円	4,500 m ²	2,000 m ²
3	大洋中学校区	1,442,490 千円	2,800 m ²	1,500 m ²
4	旭中学校区	1,546,650 千円	3,000 m ²	1,500 m ²

※校舎：校舎面積 (m²) × 25.6 万円

※体育館：体育館面積 (m²) × 16 万円

2 新校舎建設までの対応

本市においても、近年の急速な少子化がもたらす影響は顕著であり、今年度複式学級が編制された小学校が3校あり、教育環境の悪化が懸念されるところです。

さらに、整備計画が長期にわたることから、さらなる少子化による教育環境の悪化が進行した場合は、隣接する学校間の交流活動を促進し、合同学習の実施や保護者の交流事業を実施するとともに、地域や保護者の理解が得られれば、段階的な取組についても検討するものとし、新しい学校が整備されるまでの期間を、現有施設を利用した一時的な統合や、児童のより良い教育環境の整備を推進していきたいと考えております。

■ 段階的取組を行った場合の留意点

- ・ 策定委員会からの提言を尊重しつつ、答申の趣旨を十分に捉えます。
- ・ 地域・保護者の理解が得られるよう、方針を明確にします。
- ・ 複式学級を解消し、学習機会の均衡を図ります。
- ・ 通学範囲の広域化に対応した安全対策(通学路等安全性の確保)。
- ・ 校舎の耐震性を考慮した再編計画を策定します。
- ・ 必要に応じて被災度調査等を実施し、児童の安全確保に向けた施策を実施します。

資料編

I 銚田市公立学校施設適正配置計画策定委員会答申(抜粋)

1 適正配置の方法

- ・ 小学校は、現在の中学校区単位の組み合わせとする。
- ・ 既存小学校への統合ではなく、新設校を設置する。
- ・ 小学校と中学校の敷地や校舎を共有し連携・協力して継続的に9年間の義務教育を行う小・中併設も検討する。

2 適正配置にあたって配慮する事項

- ・ 適正配置の実施にあたっては、保護者や地域住民に対して地区説明会や懇談会等を開催して理解と協力を得ることが必要である。
- ・ 小学校が再編された場合は、通学時間・距離ともに延長されることが考えられることから、通学区域の広域化への対応として、スクールバスの運行や歩道設置を含めた道路整備等に十分配慮すべきである。
- ・ 旧町村を超えた統合は行わない。

3 適正配置計画

- ・ 銚田市公立小学校の適正配置としては、今後の児童数の推計や学校運営などの観点から4校が望ましいと考えられる。

II 銚田市公立学校施設の耐震補強計画

【小学校校舎】

平成 22 年 7 月 1 日現在

学校名	耐震診断(2次)		耐震補強			建築年度	構造・規模			備考			
	実施	結果	優先度	設計	工事		構造	階数	面積				
大和田小	H21	0.33	②			S42.3	RC	2	1,349				
野友小	H21	0.35	②			S46.2	RC	2	1,178				
銚田小	H21	0.35	②			S44~45	RC	3	1,511				
	H21	0.44	②			S45~46	RC	3	2,300				
	H21	0.55	②			S55.3	RC	3	317				
巴第一小	H21	0.42	③			S44.4	RC	2	796				
						S45.1	RC	2	678				
白鳥東小	H19	0.49	③	H20		S49.3	RC	3	1,562				
						S54.3	RC	3	482				
舟木小	H21	0.57	④			S44.3	RC	2	1,434				
青柳小	H21	0.6	⑤			S45.1	RC	2	1,223				
	H21	1.33	OK	OK	OK	S48.3	RC	1	211				
旭北小	H21	0.65	⑤			S53.1	RC	2	2,330				
旭南小	H21	0.7	OK	OK	OK	S49.2	RC	2	1,833				
	H21	0.72	OK	OK	OK	S57.3	RC	2	801				
大竹小	H21	0.75	OK	OK	OK	S55.12	RC	2	1,842				
									S58.3	RC	1	328	対象外
串挽小	H21	0.77	OK	OK	OK	S50.12	RC	2	1,413				
									S59.3	RC	2	446	対象外
白鳥西小	H18	0.77	OK	OK	OK	S52.3	RC	3	1,936				
徳宿小	H21	0.79	OK	OK	OK	S48.2	RC	2	937				
									S49.1	RC	2	1,067	
									S60.3	RC	2	478	対象外
当間小	H21	0.79	OK	OK	OK	S52.2	RC	2	1,597				
上島西小	H21	0.93	OK	OK	OK	S53.3	RC	2	1,167				
諏訪小	H21	0.93	OK	OK	OK	S54.3	RC	2	964				
									S54.3	RC	2	788	
									S59.3	RC	2	260	対象外
新宮小	H21	0.97	OK	OK	OK	S53.8	RC	2	1,634				
旭西小	H16	0.37		H16	H17	S51.1	RC	2	1,874	補強済			
									H6.3	RC	2	351	対象外
									H8.11	RC	2	8	対象外
上島東小						S58.3	RC	3	1,080	対象外			
									S59.3	RC	3	1,506	対象外
旭東小						H13.10	RC	2	2,414	対象外			
									S58.2	RC	2	756	対象外
									H14.3	RC	2	112	対象外

Ⅲ 学校再編（統合）に関する手続

1 庁内推進組織による取組

(1) 学校再編計画庁内検討委員会の設置

学校は、防災拠点、児童館・学童クラブとの連携、市内に配置される公共施設としても重要な位置づけとなっており、また通学区域の設定は、福祉や青少年育成に関する地域活動とも密接に関連しています。さらに具体的な施設整備の検討については、総合的な行政計画との調整もあることから、学校施設の適正規模・適正配置の検討にあたっては、教育関係部局だけではなく、全庁的な公共施設の適正配置及び有効活用の検討と合わせて、庁内関係部署と密接に連携をとり「銚田市学校規模適正化（学校再編）計画」の策定・検討を進めます。

- 「銚田市学校規模適正化（学校再編）計画」案の策定、推進
- 地区説明会の実施

2 教育委員会の会議

- (1) 「銚田市学校規模適正化（学校再編）計画」の決定
- (2) 学校設置条例改正の意思決定
- (3) 学校設置条例の一部改定上程議案の審議
- (4) 統合による通学区域変更の規則改正

3 学校、地区における推進体制の整備

(1) 地区説明会の開催、統合小学校推進委員会の設置

統合する各学校のPTAや地域住民、学校関係者等の参加のもとで、再編・統廃合対象の地区ごとに、教育委員会が示した実施計画書に対する意向の把握をするため、地区説明会を開催します。その後、発展的に統合小学校推進委員会を設置して、統廃合に向けた具体的な協議を行うこととします。

(2) 統合小学校推進委員会に専門部会を設置

統合小学校推進委員会が統廃合に向けた具体的な協議を行うために、次の専門部会を設置して詳細な検討を行います。また、検討・協議等の結果については、推進委員会において報告を行うこととします。

図表Ⅲ-1 専門部会案

部会名	主な検討事項
総務部会	○学校名称、校歌、校章等に関する事。 ○式典行事に関する事。 ○校史編纂に関する事。等
教育課程等部会	○教育課程等教育内容に関する事。 ○教育行事に関する事。 ○児童会等に関する事。等
通学部会	○通学体制に関する事。 ○通学路に関する事。等
P T A 部会	○P T Aの組織運営に関する事。 ○制服、体操服等に関する事。等
教育事務部会	○備品整備に関する事。 ○保存文書等の整理に関する事。等
建設部会	○統合校の整備に関する事。 ○学校施設利用に関する事。 ○跡地利用に関する事。 ○統合校への移転計画に関する事。等

4 市議会

- (1) 学校設置条例の一部改正条例の審議
- (2) 学校規模適正化事業の関係予算案等の審議

5 パブリックコメントの活用

パブリックコメントとは、市の重要な計画などを策定するにあたって、まず、その素案を市民の皆さんに公表し、意見を募ります。そして、お寄せいただいた意見を考慮して、最終的な計画案を決定するとともに、提出された意見と、その意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きのことです。

この手続きを経ることで、市の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図り、より開かれた市政運営を行うことを目的としています。

6 その他

■教室数と総面積(義務令3条1項)

図表Ⅲ-2 教室数と総面積

室名		学級数(特別支援学級を除く。)		1及び2学級	3～5学級	6～11学級	12～17学級	18～23学級	24～29学級	30～35学級	36～41学級	42学級以上
		教室数	総面積	4	10	12	15	15	17	19	20	21
特別教室	教室数	4	10	12	15	15	17	19	20	21		
特別教室	総面積	333	960	1,325	1,994	2,049	2,382	2,677	2,843	3,029		
多目的教室	総面積	学級数(特別支援学級を含む。)に応ずる必要面積×0.085										
多目的教室及び少人数授業用教室(少人数授業に対応した多目的教室を含む。)	総面積	学級数(特別支援学級を含む。)に応ずる必要面積×0.105										
特別教室	教室数	学級数(特別支援学級を含む。)×1										
	総面積	学級数(特別支援学級を含む。)×74										

■公立学校施設設置基準(文部科学省令第40号)

図表Ⅲ-3 校舎の面積

児童数	面積 (㎡)
1人以上40人以下	500
41人以上480人以下	500+5×(児童数-40)
481人以上	2,700+3×(児童数-480)

図表Ⅲ-4 運動場の面積

児童数	面積 (㎡)
1人以上40人以下	2,400
41人以上480人以下	2,400+10×(児童数-240)
481人以上	7,200

(1) 学校廃止の届出

- 都道府県の教育委員会の認可 学校教育法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号）第 4 条
- 都道府県の教育委員会へ届出 学校教育法施行令（昭和 28 年 10 月 31 日政令第 340 号）第 25 条
- 認可の申請書または届出書 学校教育法施行規則（昭和 22 年 5 月 23 日文部省令第 11 号）第 15 条

(2) 財産処分の承認申請又は報告

国（文部科学大臣）への各種財産処分報告書の提出「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（平成 20 年 6 月 18 日付 20 文科施第 122 号）」

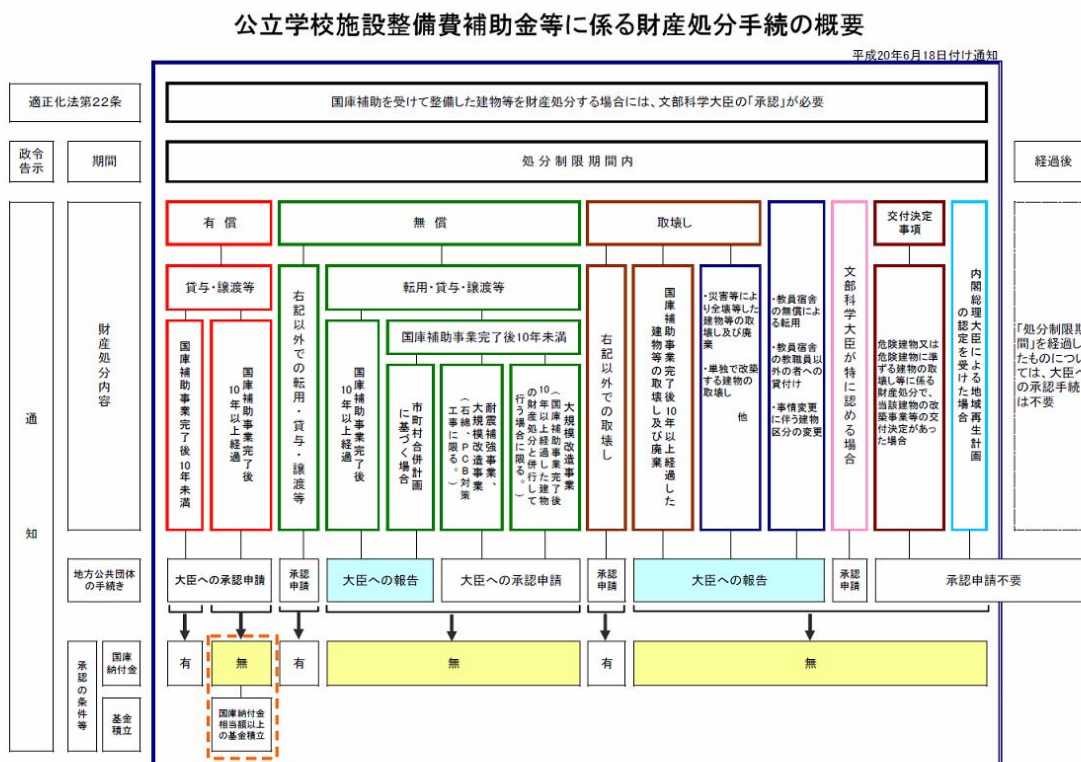
(3) 財産処分手続きの簡素化

国から補助金等の交付を受けて建てられた校舎等を、廃校・余裕教室活用のために学校以外の施設に使用する場合、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等により、学校を設置した各地方自治体は、補助金相当額の納付などによる文部科学大臣の「承認」を得る手続きが必要とされています。

ただし、既存施設の有効活用を図る観点から、従来の取扱いを改正し、一定の公共用・公用施設へ転用する場合には、大臣へ報告すれば承認があったものとして取扱うこととするなど手続きの簡素化等を図っています。

図表Ⅲ-5 は、平成 9 年 11 月 20 日付け通知（文教施第 87 号各都道府県教育委員会教育長あて文部省教育助成局長名「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」）の概要は以下のとおりです。

■ 図表Ⅲ-5 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等



資料：文部科学省ホームページ

(4) 財産処分のさらなる弾力化

以下の条件のいずれかを満たせば、国庫納付金を免除

- ① 国庫補助事業完了後 10 年以上経過した建物等
 - ・ 無償により転用・貸与・譲渡・取壊し（相手先を問わない）（報告で可）
 - ・ 国庫納付金相当額以上を学校施設整備のための基金に積み立てたうえで、民間事業者等へ有償により貸与・譲渡
- ② 国庫補助事業完了後 10 年未満の建物等
 - ・ 耐震補強事業又は大規模改造事業（石綿及びP C B対策工事に限る。）を実施した建物を無償により転用・貸与・譲渡・取壊し（補助事業完了直後に取壊しを行うなど、著しく適正を欠くものについては、この限りでない。）
 - ・ 大規模改造事業（上記①を除く。）で、国庫補助事業完了後 10 年以上経過した建物等と併行してやむを得ず行う無償による転用・貸与・譲渡・取壊し（補助事業完了直後に取壊しを行うなど、著しく適正を欠くものについては、この限りでない。）
 - ・ 地域再生計画、市町村合併により、学校統合等を行う場合に、無償により転用・貸与等

IV 銚田市学校再編計画庁内検討委員会設置要綱

平成 23 年 4 月 1 日
訓 令 第 4 号

(設置)

第 1 条 銚田市立義務教育施設の再編計画を策定するに当たり、銚田市学校再編計画庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 銚田市立統合小学校の建設に関する事。
- (2) 銚田市立統合小学校の建設に必要な調査及び研究に関する事。
- (3) 銚田市立中学校の建設に関する事。
- (4) 銚田市立中学校の建設に必要な調査及び研究に関する事。
- (5) 現有施設の廃校後の利活用に関する事。
- (6) その他目的達成に必要な事業。

(構成)

第 3 条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者で構成し、教育長が委嘱する。

- (1) 教育部長
- (2) 総務課長
- (3) 財政課長
- (4) 企画課長
- (5) 都市建設課長
- (6) 学校教育課長
- (7) 指導課長
- (8) 生涯学習課長
- (9) 市教育会代表
- (10) 市校長会代表

2 委員会に、学校施設等の適正配置について、専門的知識を有するアドバイザーを置くことができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長には、教育部長があたり会務を総理する。
- 3 副委員長は委員の互選とする。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。
- 3 委員長は、専門委員会を設置することができる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、新しい学校づくり推進室において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日に摘要し、交付の日から施行する。

※検討委員会委員名簿

平成 23 年 4 月 1 日現在

番号	職 名	氏 名	備 考
1	教育部長	大聖寺 登美雄	
2	総務課長	小 堤 明	
3	財政課長	菅 谷 稔	
4	企画課長	横 田 務	
5	都市建設課長	大 槻 幸 雄	
6	学校教育課長	小野瀬 武 彦	
7	指導課長	菅 谷 弘 史	
8	生涯学習課長	長 洲 健 男	
9	市教育会代表	柳 瀬 房 男	上島東小学校長
10	市校長会代表	萩 原 光 男	旭中学校長
11	アドバイザー	水 本 徳 明	筑波大学准教授
計		11 名	

※ 事務局

職 名	氏 名	備 考
教 育 長	鬼 澤 明	
新しい学校づくり推進室長	皆 藤 正 秀	
新しい学校づくり推進室 補佐兼推進係長	菅 谷 美 祐	
新しい学校づくり推進室 施設係長	富 田 茂	
新しい学校づくり推進室主幹	郡 司 明 宣	

銚田市公立学校施設再編計画

基本構想（基本計画）

発行年 平成 24 年 3 月
発 行 銚田市教育委員会
〒311-1492
茨城県銚田市造谷 605 番地 3
TEL : 0 2 9 1 - 3 7 - 4 3 4 0
FAX : 0 2 9 1 - 3 7 - 3 1 8 5
URL : <http://www.city.hokota.lg.jp/>
